

# 「(仮称) 仙台市太陽光発電事業の健全かつ 適正な導入、運用等の促進に関する条例」の 素案に関するパブリックコメントを募集します

近年、太陽光発電の導入が積極的に進められている一方で、土砂災害や景観への影響、野生動植物の生息環境の悪化、適切な維持管理を巡っての問題等が生じています。

仙台市議会では、太陽光発電事業の導入促進と、自然環境及び市民の安全安心な生活環境の調和を図るとともに、リユース・リサイクルを推進し、循環型社会を実現していくため、条例検討会議を立ち上げ、議員提案による条例の策定に向けた検討を進めてきました。

このたび、「(仮称) 仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」の素案をまとめましたので、市民の皆さまのご意見を募集いたします。

## 新条例制定の今後の想定

令和4年 11月～12月		令和5年 1月～3月		令和6年 1月～4月
パブコメ募集	最終案確定	議会提出・制定		条例施行(想定)

## ご意見の募集期間

令和4年11月7日(月)～同年12月7日(水)(当日消印有効)



## ご意見の提出方法

下記のいずれかの方法によりご提出ください。

### (1) WEB

市議会ホームページの専用フォーム(みやぎ電子申請サービス)にアクセスし、入力の上、ご提出ください。

### (2) 郵送・FAX・持参

別紙様式または任意の様式にご意見、氏名、住所(法人及び団体の場合は、名称、代表者名、所在地)を記載の上、ご提出ください。

※任意の様式の場合は、件名等に「(仮称)仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例素案への意見」と必ず記載してください。

※持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時までにご提出ください。

※原則、電話や口頭によるご意見はお受けできません。

※諸事情により上記の方法による提出が難しい場合は、下記までご相談ください。

※ご意見については、個別の回答は行いませんが、とりまとめのうえ、仙台市議会の考え方を整理し、公表する予定です。なお、氏名・住所等の個人情報公表しません。

## 問い合わせ・ご意見の提出先

仙台市議会事務局調査課(仙台市役所 議会棟1F)

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL: 022-214-6169

FAX: 022-265-9626

URL: [https://www.gikai.city.sendai.jp/publicity/topics/public\\_comment.html](https://www.gikai.city.sendai.jp/publicity/topics/public_comment.html)

